第五十六条の次に次の二条を加える。

（中小企業信用保険法の特例）

第五十六条の二　普通保険又は無担保保険の保険関係であって、経済金融活性化関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、認定経済金融活性化措置実施計画に従って経済金融活性化措置を実施するために必要な資金又は認定特定経済金融活性化事業を営むために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証（以下「経済金融活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項	保険価額の合計額が	経済金融活性化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	経済金融活性化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	経済金融活性化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2　普通保険の保険関係であって、経済金融活性化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3　普通保険又は無担保保険の保険関係であって、経済金融活性化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第五十六条の三　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者が認定経済金融活性化措置実施計画に従って経済金融活性化措置を実施し、又は認定特定経済金融活性化事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定経済金融活性化措置実施計画に従って経済金融活性化措置を実施し、又は認定特定経済金融活性化事業を営むために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2　前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第五十七条第一項中「において」の下に「認定経済金融活性化措置実施計画に従って」を加え、「法人」を「認定事業者」に改め、同条第二項中「前条第一項の認定を受けた法人の認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業」を「認定法人の認定特定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業」を「特定経済金融活性化事業」に改める。

第五十八条中「区域内において」の下に「認定経済金融活性化措置実施計画に従って」を加え、「増設した者」を「増設した認定事業者」に改める。

第六十四条を削る。

第六十五条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第六十四条とする。

第三章第八節中第六十六条の前に次の一条を加える。

（資金の確保等）

第六十五条　国及び地方公共団体は、沖縄の中小企業の振興のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第六十六条を次のように改める。

（国等の援助）

第六十六条　国及び地方公共団体は、沖縄の特性に即した中小企業の振興に資するため、中小企業者その他の関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第六十七条から第七十一条までを削り、第六十六条の次に次の一条を加える。

（手続に係る負担の軽減）

第六十七条　国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策を推進するに当たっては、その実施に際して必要となる手続について簡素化又は合理化その他の措置を講ずることにより中小企業者の負担の軽減を図るよう努めるものとする。

第七十二条を削る。

第七十三条中「、第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改め、同条第一号中「新たに事業を開始しようとする者、事業を開始した日以後五年を経過していない者」を「新たな事業を行う者」に改め、第三章第九節中同条を第六十八条とする。

第七十四条中「第七十三条第一号」を「第六十八条第一号」に改め、同条を第六十九条とする。

第七十五条から第七十七条までを削り、第四章中第七十八条を第七十条とし、第七十九条から第八十三条までを八条ずつ繰り上げる。

第八十三条の二に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、沖縄の振興に資する多様な人材を育成するために必要な教育に関する施策の充実に努めるものとする。

第八十三条の二を第七十六条とする。

第八十四条中「伝承されてきた」の下に「多様な」を、「活用」の下に「並びに当該文化的所産の担い手の育成」を加え、第五章中同条を第七十七条とし、第八十四条の二を第七十八条とする。

第八十四条の三の見出しを「（自然環境の保全等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、沖縄における脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に資するため、エネルギーの使用の合理化の促進、再生可能エネルギー源の利用の促進その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

第八十四条の三を第七十九条とする。

第八十四条の四に次の一項を加える。

3　国及び地方公共団体は、沖縄における子どもの貧困対策（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）による子どもの貧困対策をいう。以下この項において同じ。）の推進に資するため、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援及び生活の安定に資するための支援、貧困の状況にある子どもの保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援、子どもの貧困対策を担うべき人材の育成及び確保その他の必要な施策の充実に努めるものとする。